

児童福祉制度・手当についてのお知らせ

【詳しい手続・ご相談】健康福祉課子育て支援係 ☎ 86-0212

児童扶養手当

ひとり親の方や、親に代わって子どもを養育している方に対し、生活の安定・自立の促進とともに、子どものすこやかな成長を願って支給されます。

●児童扶養手当を受給できる方

18歳に達する年度末までの児童（心身に障がいがある児童は20歳未満）を養育しているひとり親家庭（配偶者が一定程度障がいの状態にある場合も含む）の父や母、または養育者

※次の場合などは、対象になりません。

- ・養育者の所得が一定額以上の場合
- ・養育者、対象児童が公的な年金を受けることができる場合
- ・対象児童が児童福祉施設などに入所している場合

●一部支給停止措置について

手当を受けてから5年以上を経過した方（8歳未満の児童を監護する方を除く）は、就労などの実績がない場合、手当額が2分の1に減額されます。該当する方には適用除外のための届書を送付していますので忘れずに提出してください。

※次の場合は、減額対象になりません。

- ・あなたが働いているか、求職活動をしている場合
- ・あなたが身体上または精神上的の障がいがある場合
- ・あなたが病気やケガで働くことができない場合
- ・あなたが子どもや親族を介護しなければならないため働くことができない場合

●未婚の臨時給付金について

未婚で児童扶養手当を受給の方（令和元年11月分が支給され、過去に法律婚をしていない方）に臨時特別給付金が支給されます。8月の現況届時に申請が必要となりますので詳しくは子育て支援係までお問い合わせください。

■支給内容(今年度、11月分より2カ月に一回の支給に変わります。今年度の支給月は4月、8月、11月、1月、3月となります。)

児童の数	全部支給のとき	一部支給のとき
1人目	月額 42,910円	月額 10,120円～42,900円
2人目	10,130円を加算	5,070円～10,130円を加算
3人目以降 (一人につき)	6,070円を加算	3,040円～6,070円を加算

※所得限度額を超えた場合は、一部支給となります。

※一部支給については、所得に応じてきめ細かく定められています。

■所得制限限度額

扶養親族の数	本人の所得制限		配偶者・扶養義務者 (同居の直系血族および兄弟姉妹) の所得制限
	全部支給	一部支給	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円

※扶養親族の数が3人以上のときは、1人につき38万円を加えた額になります。

●現況届の提出をお忘れなく

手当を受給している方は、毎年8月中旬に現況届の提出が必要になります。後日、該当する方に必要書類を送付しますが、現況届の提出がないと8月分以降の手当を受けることができません。忘れずに、早めに提出ください。

各届出は期間内に忘れずに提出してね



特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神または身体に障がいのある児童の福祉増進のために支給されます。

●特別児童扶養手当を受給できる方

20歳未満で精神または身体に障がいのある児童を養育している父母または養育者。

※次の場合などは、対象になりません。

- ・対象児童が児童福祉施設などに入所している場合
- ・養育者の所得が一定額以上の場合

●所得状況届の提出をお忘れなく

手当を受給している方は、8月12日～9月11日（今年度は8月9日から9月11日）までの間に所得状況届の提出が必要になります。後日、該当する方に必要書類を送付しますが、所得状況届の提出がないと8月分以降の手当を受けることができません。忘れずに、早めに提出ください。

■支給内容(4月、8月、11月の3期に分けて支給します。)

障害等級	1級	2級
手当月額	52,200円	34,770円

■所得制限限度額

扶養親族の数	本人の所得制限		配偶者・扶養義務者 (同居の直系血族および兄弟姉妹) の所得制限
	全部支給	一部支給	
0人	459万6千円	628万7千円	
1人	497万6千円	653万6千円	
2人	535万6千円	674万9千円	

※扶養親族の数が3人以上のときは、1人につき38万円を加えた額になります。

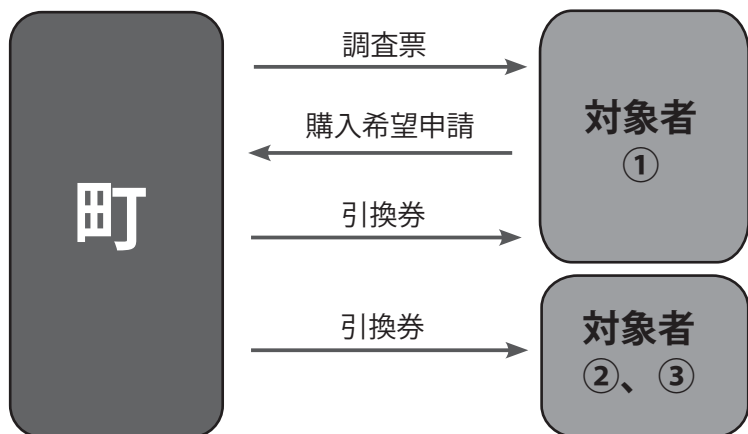
プレミアム付商品券を実施します

国で示しております10月からの消費税・地方消費税引き上げに伴い、低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和する目的で、各市区町村ではプレミアム付商品券の発行を予定しています。本町でも10月からの販売を予定しています。お1人さま2万5千円の商品券を2万円（プレミアム率20%）で購入いただけます。

対象者

- ①平成31年1月1日時点の住民のうち、平成31年度の住民税（町県民税）非課税者（住民税課税者と生計同一配偶者ならびに青色事業専従者および白色事業専従者・扶養親族・生活保護受給者を除く）
- ②令和元年6月1日時点の住民のうち、平成28年4月2日以降に生まれた子が属する世帯の世帯主
- ③令和元年7月31日時点の住民のうち、令和元年6月2日以降同年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主

対象者の①に該当する方には調査票（購入希望申請書）を郵送いたします。購入希望の方は申請いただき、審査後に引換券を郵送いたします。②、③に該当する方には引換券を郵送いたします。



お知らせは基準日にお住まいの市区町村が行います。就職や転勤、入学等に伴い住所の異動がある場合は、引越し前後の市区町村の窓口で住所変更の手続きを行ってください。

スケジュール

《調査票》
7月中旬から郵送
《引換券》
9月中旬に郵送

プレミアム付商品券の 取扱店舗を募集！

10月より販売を予定しているプレミアム商品券の取扱店舗を募集します。詳しくは町ホームページをご覧ください。

- 募集期間：7月16日（火）～8月20日（火）まで
- 対象者：町内で営業している事業所（業種不問）
- 提出先：白鷹町商工会
申請書は町ホームページ、商工観光課及び商工会で準備しています。

問い合わせ：商工観光課商工振興係 ☎ 87-0696